

平成 20 年第 29 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 12 月 16 日(火) 17:00～17:31
2. 場 所：官邸 2 階小ホール
3. 出席議員：

議長	麻 生 太 郎	内閣総理大臣
議員	河 村 建 夫	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	鳩 山 邦 夫	総務大臣
同	中 川 昭 一	財務大臣
同	二 階 俊 博	経済産業大臣
同	白 川 方 明	日本銀行総裁
同	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社取締役会長
同	三 村 明 夫	新日本製鐵株式会社代表取締役会長
同	吉 川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	舛 添 要 一	厚生労働大臣

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
(1) 中期プログラム(案)
3. 閉 会

(説明資料)

○中期プログラム(案)

(配布資料)

- 地方が負担する社会保障関係費について(参考資料)(鳩山議員提出資料)
○「中期プログラム」関連 経済財政諮問会議有識者議員提出資料等
-

(概要)

(与謝野議員) ただ今から「平成 20 年第 29 回経済財政諮問会議」を開催する。
本日は、「中期プログラム(案)」について御審議いただく。
なお、前回議論のあった、地方が負担する社会保障関係費の内訳について、鳩山議員から資料を提出いただいているので、御参照の上、御質問は次回にお願いしたい。

○「中期プログラム」について

(与謝野議員) 「中期プログラム」については、これまで 4 回の議論を踏まえ、また、与党の税制改正大綱も受けて、案をとりまとめたので、事務方より説明する。
(松元内閣府政策統括官) 説明資料「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』(案)」に基づき説明する。
「I. 景気回復のための減税等」については、10 月 30 日に決定した「生活対策」

から取っている。該当部分については、資料集として配布した「『中期プログラム』関連 経済財政諮問会議有識者議員提出資料等」の 1 ページをご覧ください。

読み上げさせていただくと「世界経済の混乱から国民生活を守り、3 年以内の景気回復を最優先で図るため、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行う」としている。

「II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保」については、11 月 20 日の諮問会議で御審議いただいた。資料集の 12 ページをご覧ください。同頁一番下には「原則 1：中福祉・中負担の社会を目指す」、「原則 2：安心強化と財源確保の同時遂行」、「原則 3：安心と責任のバランスがとれた安定財源の確保」としているところである。

「1. 堅固で持続可能な『中福祉・中負担』の社会保障制度の構築」では、「中福祉・中負担」を築いていく必要がある。現在の社会保障制度が「過疎地で医者がいない」といったほころびが見えてきており、これにしっかり対応していく必要がある。それと同時に、足元で、この社会保障に必要な財源の 3 分の 1 程度をツケ送りしている、という現状を述べている。本文では「急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の 2 つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な『中福祉・中負担』の社会保障制度を構築する。」としている。

「(1)『社会保障国民会議最終報告(2008 年 11 月 4 日)』などで指摘される社会保障制度の諸問題に適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い『中福祉』を実現する」。

「(2) 社会保障制度の財源(保険料負担、公費負担、利用者負担)のうち、公費負担については、現在、その 3 分の 1 程度を将来世代へのツケ回し(公債)に依存しながら賅っている。こうした『中福祉・低負担』の現状を改め、給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な『中福祉・中負担』の社会保障制度を構築する」。

「2. 安心機能と財源確保の同時進行」では、前頁の「1. 堅固で持続可能な『中福祉・中負担』の社会保障制度の構築」で述べた国民の安心強化に関して、財源確保を同時に図る必要がある旨を述べている。

「国民の安心強化と持続可能で質の高い『中福祉』の実現に向けて、年金、医療、介護の社会保障給付や少子化対策について、機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題や制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る」としている。これについては、7 ページに、12 月 3 日の経済財政諮問会議において吉川議員から御説明いただいた「社会保障の機能強化の工程表」を別添としている。

「3. 安心と責任のバランスのとれた財源確保」では、社会保障財源として消費税率引上げが必要であること。かつ、それによって確保される安定財源を何に充てていくかということについて記述している。

「(1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税率引上げを軸として確保する。この消費税率引上げは税制抜本改革の一環として実現する」。

「(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賅

うことを理想とし、目的とする」。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用を含めた基礎年金、老人医療及び介護に係る社会保障給付に加え、上記2. に示した改革の確立・制度化に必要な公費負担の費用を消費税で安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスをとりながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と併せて決定する」。

「III. 税制抜本改革の全体像」は、11月28日、12月3日に経済財政諮問会議で御審議いただいた部分であり、資料集では23ページ、27ページに原則を示している。

「1. 税制抜本改革の道筋」では、経済状況を見ながら、与党の税制改正大綱の考え方の範囲内で2011年度から消費税を含む税制抜本改革を実施していく旨を記述している。

「(1) 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療、介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、経済状況の好転後に消費税を含む税制抜本改革を2011年度(3年後)より実施し、2015年度までに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。このために必要な法制上の措置を2010年にあらかじめ講じておくものとする。なお、改革の実施に当たっては、潜在成長率の発揮が見込まれるかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする」。

「(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金・医療・介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」。

「2. 税制抜本改革の基本的方向性」は、12月12日に決定いただいた与党の平成21年度税制改正大綱からの記述となっている。

「社会保障の安定財源確保をはじめ、社会におけるさまざまな格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る」としている。

具体的税目について、4ページに記述している。資料集の43ページは、12月12日に決定いただいた与党の平成21年度税制改正大綱であり、1から8までであるが、全て同文である。

消費税については(3)、地方消費税については(7)で記載している。

「(3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金・医療・介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する」。

続いて「(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」としている。

説明資料の5ページに進み、「IV. 今後の歳出改革のあり方」であるが、12月9

日の経済財政諮問会議において審議いただいた部分である。資料集では 32 ページに、歳出改革の原則として 3 点を掲げている。「全治 3 年の間、歳出をどうしていくか」、「その後、歳出をどうしていくか」、という部分について御審議いただいたものである。

「(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力に行う」。

「(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく」。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下に弛まざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

・『中福祉』に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

・非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める」。

説明資料の 6 ページで「V. 中期プログラムの準備と実行」であるが、12 月 3 日と 12 月 9 日に経済財政諮問会議において御審議いただいた部分であり、経済好転後、速やかに抜本改革を実施していくための準備に関する事柄について記述している。

「(1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する」。

「(2) 国民の理解を得ながら『中期プログラム』を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする」。

「(3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年(平成 16 年)年金改正法に沿って、2011 年度に所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。それまでの間は国庫負担割合の法定分は現行通りであるものの、2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする」。

以上でございます。

(中川議員) 今、松元内閣府政策統括官からお話があったように、政府、とりわけ財務省としては、消費税を含む税制抜本改革については、総理の御指示を踏まえ、当面は 3 年以内の景気回復を最優先としつつ、経済状況を見ながら 2011 年度から実施したい。

基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げについては、やはり「100 年安心」というこの年金、あるいはほかの福祉等の大原則に鑑みると、安定財源を確保した上で恒久化すべきである。

なお、2009 年及び 2010 年度の 2 年間については、臨時の財源を手当てすることとし、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とすると記載されている点に関しては、財政状況が非常に厳しい折ではあるが、財投特別会計から一般会計への特例的な繰り

入れにより臨時の財源を手当てし、暫定的に2分の1とすることとしたいということで、今、作業を進めているところである。

(鳩山議員) 資料「中期プログラム(案)」の4ページに、党と同じ文章であるが、(3)と(7)を読み上げていただいた。特に(7)では地方消費税の充実ということで、税源の偏在性が小さいものをとということで、大変ありがたい。

(3)であるが、「消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金・医療・介護の社会保障給付と少子化対策に充てられる」という、これはそのとおりだが、消費税がいわゆる交付税の原資である点について御配慮いただけるという上で賛成討論をすると、国・地方を通じた社会保障関係費が今後大幅に増加することが見込まれている中で、社会保障関係費の安定財源を確保するという観点から、これは道筋を明らかにするもので、2011年度から始めることを明記することは責任を果たすことであり、これを明記しないことは責任をぼかすことにつながるので、今日の案に賛成である。

(舛添議員) 資料「中期プログラム(案)」の3ページに明記されているような「1. 税制抜本改革の道筋」は既に何度も私が申し上げているように、基本的にしっかりと安定財源がなければ社会保障政策を実行できないから、3年後の消費税を含む税制抜本改革を明示することは賛成である。

もう一つ、6ページの最後のところで、基礎年金国庫負担割合の3分の1から2分の1への引き上げは、本来的には安定財源をきちんと確保してやることであるが、この2009年度及び2010年度の2年間は、とりあえず、臨時の財源を手当てすることでやっていただく。最終的には、財源も恒久化する。こういうことは非常に意味があるので、そのことを前提で、この臨時的な財源をやることをよろしく願いたい。

(三村議員) 今回の消費税を含む税制と社会保障の一体改革は国にとって誠に重要で、画期的なことである。画期的なことであるがゆえに、やはり具体的なスケジュールを明確にした上でそれぞれの工程表をつくっていただきたい。これは是非とも願いたい。この原案に誠に賛成である。

それから、国民はやはり社会保障について、将来に非常に不安を持っている。したがって、今回の中期プログラムができればそういう不安が解消になるから、最終的には国民の理解につながる。是非とも、この線でよろしく願いたい。

(二階議員) 今、三村議員がご発言なさったことと同じような趣旨になるが、私は、この「中期プログラム」は、まず当面は景気回復に向けて積極的に対応し、次には、その後、財政の建て直しに取り組むという大きなシナリオを描いているものと理解している。これによって「中福祉・中負担の社会を目指す」とあるが、社会保障を含め、ただ今お話にあったように、国民に対し、将来への安心感を与えることが本来の狙いである。このことは政治的にも極めて重要なところである。

特に消費税という話が出てくると、政治の場面ではお互いに非常に緊張するが、国民の皆さんに説明していく際には「中期プログラム(案)」の本当の趣旨を、しかも、この全体像がわかるような説明をしていくことが大事であり、これが麻生内閣の政策の大きな柱である。したがって、国民によくわかるように説明しようという意味のことが書かれているが、ここが一番大事なところなので、よろしく願います。私は「中期プログラム(案)」に賛成である。

(吉川議員) 私も同意見だ。国民の多くは「中福祉」の社会保障の維持・充実を望んでいる。そういう中で、この3ページに、安定財源として消費税引き上げを、その時期もきちっと明記して示したことは、私は最終的には多くの国民がこうしたこと

を理解すると思う。政府がきちっとこうしたことを書いたことは大変結構なことである。私も、この「中期プログラム（案）」に賛成である。

(張議員) 私が、この経済財政諮問会議の議員に選ばれたときに、いろんな人からお話を伺ったが、大変印象的だったのは、「将来、社会保障、年金その他がきちっとしていれば、私は今でももっとお金を使う」という話があった。やはり、国民の皆さんは将来の安心を本当に求めていると強く感じた。そういった意味で、社会保障に必要な財源の安定確保と、国民の将来の安心確保は大変大事なことである。現状「低負担」となっている負担水準を引き上げて「中福祉・中負担」社会を実現することを、国民に対して具体的に示しながら改革への理解を得ていく必要がある。

そうした観点から「中期プログラム（案）」における消費税の扱いについては、総理が言われる3年先を目途として、引き上げの規模や使い道などを明確にすべきである。そうでなければ、景気回復後にまた初めから議論するようなことになるので、改革実行の本当に適切なタイミングを逸することになりかねない。今回のこの提言は、そういう意味で大変大事なもので、賛成である。

(与謝野議員) それでは、本案を諮問会議としてとりまとめたいと思うが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(与謝野議員) 本案を諮問会議としてとりまとめたいわけであるが、これから与党においても、これを原案として議論していただきたいと思っている。

(麻生議長) ありがとうございます。経済状況の激変に対応し、矢継ぎ早に私の方から経済対策を打ち出してきたのは御存じのとおりである。金融対策や雇用対策に加え、経済緊急対応予備費なども新設させていただいた。これからも景気回復を最優先にして、大胆・迅速に対応していかねばならない。

しかしながら、責任与党たるものは、金を使うことばかりやっているわけにはいかない。経済対策の具体化に呼応して、中期の財政責任、また、社会保障の安心強化の具体化にも、より一層踏み込む必要がある。

私は、既に記者会見において、「3年後、経済の状況を見て消費税をお願いしたい」旨の発言をしている。この「中期プログラム（案）」には、消費税を含む税制抜本改革の開始年次、法律を準備する年次をはじめ、実現のための具体的道筋と内容が盛り込まれており、適切な内容だと思っている。この原案に沿って、与党に御議論をいただき、予算編成時までに政府としての決定をしたいと考えているので、よろしくお願いを申し上げます。

(以上)